

情報倶楽部

2026年4月

No. 299

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

全 般

★ 令和8年税制改正

- Q. 令和8年の税制改正大綱が公表されたそうですが、どのような改正があるのですか？
A. 令和8年の税制改正の主な項目には、次のようなものがあります。

【法人税関係】

- ・ 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設
- ・ 研究開発税制の見直し
- ・ 賃上げ促進税制の見直し
- ・ 特定税額控除規定等の不適用措置の見直し
- ・ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し等

【所得税関係】

- ・ 基礎控除等の額の適時の引上げ
- ・ 自動車等の通勤手当に係る非課税限度額の引上げ
- ・ 食事支給等に係る非課税限度額の引上げ
- ・ 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化の見直し
- ・ 青色申告特別控除の見直し
- ・ 住宅ローン控除やNISAの見直し

【消費税関係】

- ・ インボイス制度の経過措置の見直し
- ・ 国内に所在する不動産に関する役務提供等に対する課税の見直し

【資産税関係】

- ・ 貸付用不動産の評価方法の見直し
- ・ 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

所 得 税

★ 令和8年税制改正 NISA制度の拡充

- Q. 令和8年の税制改正では、NISA制度が拡充されるとか。どのようになるのですか？

A. 令和8年度税制改正大綱では、NISA（少額投資非課税制度）がさらに使いやすくなるよう制度の拡充が示されました。目的は、子どもから高齢者まで、あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を後押しすることです。

大きなポイントの一つが、「こどもNISA（未成年者つみたて投資枠）」の創設です。

これまで18歳以上が対象だったNISAについて、0歳から17歳までの子どもを対象とした新たな枠が設けられます。年間投資枠は60万円、非課税で保有できる限度額は600万円、非課税期間は無期限とされ、将来の教育資金や資産形成に活用できます。子どもが18歳に達すると、自動的に大人向けの新NISAへ移行します。

次に、「つみたて投資枠」の対象商品の拡充です。これまで主に投資信託が中心でしたが、低リスクで安定した運用が見込まれる一定の債券型投資信託なども対象に加えられ、投資初心者や高齢者でも利用しやすくなります。

さらに、手続きの簡素化も進められます。新NISA口座開設後に必要だった郵送による本人確認が見直され、金融機関による簡易な確認で対応できるようになります。

今回の改正により、NISAはより身近で長期的に使いやすい制度となり、家族全体での資産形成が進むことが期待されています。

★ 令和8年税制改正 暗号資産取引に係る課税

Q. 令和8年の税制改正では、暗号資産取引に係る課税が改正されるとか。どのようなのですか？

A. 令和8年度税制改正では、ビットコインなどの暗号資産取引に対する課税の仕組みが大きく見直されます。これまで個人が暗号資産を売却して得た利益は「雑所得」として総合課税され、所得が多い人ほど税率が高くなる点が問題とされてきました。

改正後は、一定の暗号資産について、株式と同じ「申告分離課税」が導入されます。

具体的には、金融商品取引法の規制を受ける暗号資産交換業者を通じて取引される「特定暗号資産」を売却した場合、税率は一律20%（所得税15%、住民税5%）となります。これにより、高所得者でも税負担が分かりやすくなります。

また、暗号資産取引で生じた損失について、3年間の繰越控除が認められる点も大きな変更です。これまでは損失を翌年以降に繰り越すことができませんでしたが、株式と同様に将来の利益と相殺できるようになります。

一方で、すべての暗号資産が対象になるわけではなく、どの資産が「特定暗号資産」に該当するかは今後の制度設計に委ねられています。また、暗号資産同士の交換やマイニングなど、譲渡以外の取引の扱いには引き続き注意が必要です。

今回の改正は、暗号資産投資を株式投資に近づけ、投資環境を整える一方で、適正な申告をより強く求める内容となっています。



★ 令和8年税制改正 賃上げ促進税制

Q. 令和8年の税制改正では、賃上げ促進税制が見直されるとか。どのようなのですか？

か？

A. 令和8年度税制改正では、企業の賃上げを後押ししてきた「賃上げ促進税制」が大きく見直されます。背景には、近年の賃上げ率が制度創設当初の想定を上回り、税制によるインセンティブの役割が薄れてきたとの判断があります。

まず、大企業向けの賃上げ促進税制は、令和8年3月31日で廃止されます。

これにより、令和8年4月1日以後に開始する事業年度からは、大企業は本制度を利用できなくなります。一方、中堅企業（特定法人）については、令和9年3月31日までの時限措置として存続しますが、適用要件が厳格化されます。具体的には、継続雇用者給与等の増加率が、現行の3%以上から4%以上に引き上げられます。

また、増加率が5%以上、6%以上の場合には、税額控除率を段階的に上乘せする仕組みが設けられます。

これまで控除率の上乘せ要件とされていた教育訓練費の増加に基づく上乘せ措置は廃止されます。制度が複雑で効果検証が難しい点が理由とされています。

中小企業向け制度は令和8年度については現行制度を維持しますが、教育訓練費に係る上乘せ控除は廃止され、今後の在り方は改めて検討されることになります。

資 産 税

★ 令和8年税制改正 教育資金の一括贈与の見直し

Q. 令和8年の税制改正では、教育資金の一括贈与が見直されるとか。どのようになるのですか？

A. 祖父母などが子や孫に教育資金をまとめて贈与しても、一定額まで贈与税がかからない「教育資金の一括贈与の非課税制度」について、令和8年度税制改正で大きな見直しが行われます。

この制度は、30歳未満の子や孫に対し、教育資金として一括で贈与した場合、受贈者1人につき最大1,500万円（学校以外への支払いは500万円まで）を非課税とするものです。

ただし、金融機関と教育資金管理契約を結び、専用口座で管理する必要があります。

今回の改正で最も重要なのは、**制度の適用期限が延長されず、令和8年3月31日で終了する点です。**

これにより、同日以後は新たに教育資金管理契約を結び、この制度を利用することはできなくなります。

一方、令和8年3月31日までに拠出された教育資金については、既存の契約に基づき、引き続き非課税で利用できます。

具体的には、受贈者が30歳（一定要件を満たせば40歳）になるまで、教育資金として支払うことが可能です。

ただし、契約終了時に使い残しがある場合、その残額には原則として贈与税が課されません。

この見直しにより、他の贈与制度との比較を踏まえた計画的な対応が求められます。